草津市健幸エコハウス(遮熱カーテン)普及促進補助金交付要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギーや食料品等の物価高騰が市民生活に重大な影響を与えていることを踏まえ、住まいの断熱対策により省エネ効果を高めることで、エネルギー消費量が少なくても健やかで幸せに過ごせる住宅(健幸エコハウス)の普及や物価高騰の影響を受ける市民の生活を安定させることを目的とし、予算の範囲内において、家庭におけるエネルギー費用の負担軽減を目的として購入された遮熱カーテンの購入に要した費用等の一部に対し、草津市健幸エコハウス(遮熱カーテン)普及促進補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則(昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

- 第2条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 交付申請日時点において、本市に住民登録のある者であること。
 - (2) エネルギー費用の負担軽減を目的として遮熱カーテンを購入し、自ら居住する 市内にある住宅に設置する者であること。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第 2条第2号に規定する暴力団もしくは同条第6号に規定する暴力団員またはこれ らと密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象経費等)

- 第3条 補助金の対象となる経費は、遮熱カーテンを販売業者から購入した経費とし、1世帯あたり1回を限度とする。
- 2 補助対象となる遮熱カーテンは、次の各号に定める要件を満たすものとする。
 - (1) 市内に所在する店舗で購入した新品(未使用品)であること。
 - (2) 遮熱効果を示すマーク等が付いたものであること。
 - (3) 令和7年4月1日から令和8年1月31日までの間に購入し、設置するものであること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1世帯あたり2万円を限度とし、100円未満の端数がある

ときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

- 第5条 規則第3条第1項に規定する補助金の交付の申請は、同項の規定にかかわらず、草津市健幸エコハウス(遮熱カーテン)普及促進補助金交付申請書(兼実績報告書、交付請求書)(別記様式第1号。以下「補助金交付申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、令和8年1月31日までに市長に提出しなければならない。
 - (1) 購入額、購入日および購入者が分かる領収書
 - (2) 購入したカーテンに遮熱効果を示すマーク等が付いていることを示す資料
 - (3) 購入した遮熱カーテンを設置したことが分かる資料
 - (4) 振込先口座の通帳の写しまたは振込先口座のキャッシュカードの写し(金融機関名、口座番号および名義がわかるもの)
 - (5) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付等の決定)

- 第6条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、規則第6条の規定にかかわらず、草津市健幸エコハウス(遮熱カーテン)普及促進補助金交付決定通知書兼額の確定の通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。
- 2 市長は、補助金の交付を行わないことを決定したときは、草津市健幸エコハウス (遮熱カーテン) 普及促進補助金不交付決定通知書(別記様式第3号)により通知 するものとする。

(補助金の実績報告)

第7条 補助金の実績報告は、規則第13条の規定にかかわらず、前条第1項の交付 決定があった場合、補助金交付申請書の提出によってなされたものとみなす。

(補助金の額の確定通知)

第8条 規則第14条に規定する補助金等の額の確定通知は、第6条第1項に規定する決定の通知によってなされたものとみなす。

(補助金の交付請求)

第9条 補助金の交付請求は、規則第16条第1項の規定にかかわらず、第8条の額 の確定があった場合、補助金交付申請書の提出によってなされたものとみなす。 (補助金の取消し等)

- 第10条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者または補助金の交付を受けた者が 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の取り消し、 または交付の決定を取り消した上、既に交付した金額の全部または一部の返還を求 めるものとする。
 - (1) 虚偽の手続により不正に補助金の交付決定を受けたとき。
 - (2) 本要綱または規則に反する内容に基づき補助金の交付決定を受けたことが判明したとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、市長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和7年6月1日から施行し、令和7年度の事業から適用する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

年 月 日

草津市長 宛

(フリガナ) 申請者 氏 名

草津市健幸エコハウス(遮熱カーテン)普及促進補助金交付申請書(兼実績報告書、交付請求書)

草津市健幸エコハウス(遮熱カーテン)普及促進補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請するとともに、実績の報告をします。

なお、申請のとおり交付の決定がされたときは、交付決定額を下記交付金の振込口座へ支払われたく請求します。

1 申請者情報

1 1 H D	7 TK			
フリガナ				
名前	印	電話番号	_	_
	〒 −	•		
住所	草津市			

2 交付申請額・交付請求額

(税抜価格を記入)	購入金額(円) ※100円未満は切捨		交付上限額	
合計	1	円	②20,000円	
交付申請額 交付請求額	(①,	②のいずれか低い額)		円

⁽注) クーポン券等で割引された額、消費税および地方消費税は、補助金申請の対象 外です。税抜・値引き後の金額を記載してください。税込金額しかわからない 場合は、「税込金額÷1.1」にて税抜金額を計算してください。

3 補助対象製品

製品名	製造メーカー	購入店舗名	購入日		設置日			
			年	月	目	年	月	目
			年	月	目	年	月	目
			年	月	目	年	月	目
			年	月	日	年	月	日

(裏面へ)

4 補助金申請の同意・誓約事項

内容	同意・誓約欄
(1) 補助対象機器は、市内の住居に設置し、新品で未使用のものである。	
(2) 申請者および同一世帯人について、過去にこの補助金 の交付を受けていない。	
(3) 市が補助事業の適正な実施のため設置確認等の調査の申し出があった場合は、協力する。	
(4) 補助金受領後に申請内容等と相違が発生し、補助金額 の全部または一部の取消しがなされた場合は、速やかに 返還する。	
(5) 補助金の交付事務に必要な内容に関し、以下の情報閲 覧に同意する。	
アー住民基本台帳	

5 補助金の振込先口座

※ゆうちょ銀行の場合は、他銀行からの振込用口座番号にて記載 (通帳見開きページの下部に記載)				
金融機関				
本支店名				
預貯金種類	□普通 □当座 □貯蓄 ※該当するものにチェックしてください			
本人口座番号				
本人口座名義 (カタカナ)				

6 添付資料

- ・ 購入額、購入日および購入者が分かる領収書
- ・ 購入したカーテンに遮熱効果を示すマーク等が付いていることを示す資料
- ・ 購入した遮熱カーテンを設置したことが分かる資料
- ・ 振込先口座の通帳の写しまたは振込先口座のキャッシュカードの写し(金融機関名、口座番号および名義がわかるもの)

 第
 号

 年
 月

 日

様

草津市健幸エコハウス (遮熱カーテン) 普及促進補助金交付決定通知書兼額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった草津市健幸エコハウス(遮熱カーテン) 普及促進補助金については、草津市健幸エコハウス(遮熱カーテン)普及促進補助金 交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定し、その額を 確定したので通知します。

	記	
交付決定額		円
額の確定額		円

様式第3号(第6条第2項関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

草津市長

草津市健幸エコハウス(遮熱カーテン)普及促進補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった草津市健幸エコハウス(遮熱カーテン) 普及促進補助金について、下記の理由により交付しないことに決定したので通知しま す。

記

不交付とした理由